

定期健康診断（内科健診）上里町ガイドライン
（令和7年2月）

令和7年2月28日 策定

上里町教育委員会

1 学校における健康診断の目的と役割・健診方法

学校保健安全法にもとづき、学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るために実施されるものであり、その役割は大きく2つある。

- 家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングの上、健康状態を把握すること
- 学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てること

児童生徒の定期健康診断の検査項目（学校保健安全法施行規則第六条）

- ①身長及び体重
- ②栄養状態
- ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
- ④視力及び聴力
- ⑤眼の疾病及び異常の有無
- ⑥耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無
- ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧結核の有無
- ⑨心臓の疾病及び異常の有無
- ⑩尿
- ⑪その他の疾病及び異常の有無

<健診方法>

- 【問診】保健調査結果などをもとに、必要に応じて健康状態を確認する。
- 【視診】皮膚の状態や脊柱側弯症等の異常の有無について、全身を確認する。
- 【聴診】心音や呼吸音を確認する。
- 【触診】背骨の湾曲や肩の高さ、皮疹の硬さ、甲状腺の腫れ方などを確認します。

（参照）児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年度改訂（日本学校保健会）

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/187>

2 ガイドラインの目的

学校医と学校の連携のもと、保護者の理解を得たうえで健康診断が実施できるようにするために、健診時の対応及び服装についての留意点を示すことで町内の学校が実態に合わせて同一步調で取り組むことを目的とする。

3 健診時の対応及び服装についての留意点

<プライバシー等への配慮>

- すべての校種・学年で男女別の実施をする。
- 健診に支障のない範囲で、視診や触診等による健診の直前まで、不必要な露出を避けるよう配慮する。
- 着替えの場所や個別の健診スペースを確保し、脱衣や健診の様子を周囲から見えないように工夫する。
- 健診時の会話などが周囲に聞こえないよう工夫する。

<児童生徒等及び保護者の理解>

○児童生徒等

- ・直前の説明だけではなく、あらかじめ、健診の目的（疾病の早期発見等）について伝えた上で健診方法（視診、聴診、触診）、正しい健診のために必要な服装等の配慮事項を伝える。

※正しい検査のために必要な服装等とは…男女共に上衣は体操服と下着を着用。

- ・皮膚の状態や脊柱側湾症等の異常の可能性がある場合には、服の裾をまくり上げる場合があることを伝える。

○保護者

- ・保健だより等を活用し、「正しく検査を受け、疾病を早期発見することの重要性」「検査の方法や服装」「個別の配慮」等について、説明を行う。